

おはようございます。

2015年度保護者会合同総会議案説明会は、

9:15から開始いたします。

ご自由に席にお掛けになってお待ち下さい。

サンフランシスコ日本語補習校サンフランシスコ校 保護者会

2015年度
日本語補習校保護者会合同総会
議案説明会

サンフランシスコ日本語補習校サンフランシスコ校 保護者会

SF・SJ校からの議案

【保護者会役員選出細則】の変更《その1》

現在活動のない「役員推薦委員会」の表記を削除します。

保護者会役員選出細則(2)選出方法:

1.候補者の受理:本補習校に在籍する保護者で、次のいずれかに該当する者

＊立候補者

＊学年、学級、グループ等の推薦する候補者

＊役員推薦委員会の定めた方法により選出された候補者(推薦委員会の構成:

保護者会役員、学年委員長[クラス委員による互選]の代表者数名。委員長は保護者会会長兼任)。」

↑ 青字部分を「保護者役員選出細則」から削除します。

SF・SJ校からの議案

【保護者会役員選出細則】の変更《その2》

保護者会役員立候補者が定員に満たない場合、欠員分を抽選で選出

補習校でも、昨今の保護者会役員立候補者の減少が問題になっております。そこで、日本国内のPTA役員選出方法などの例にならい、立候補者を選出したのちの定員に満たない欠員部分を、保護者の中から抽選で選出することとします。

2.選出および承認:役員推薦委員会において、上記保護者の中から選出し、2月1日から3月31日の間に開催される保護者会合同総会で承認を得る。

↓上記部分を以下のように変更します《その5まで続きます》↓

2(1)選出および承認:保護者会において、上記立候補者、候補者の中から先に選出する。

→ まずは立候補者から先に選出をします。

SF・SJ校からの議案

【保護者会役員選出細則】の変更《その3》

保護者会役員立候補者が定員に満たない場合、欠員分を抽選で選出

2(2)定員12名(サンフランシスコ校・サンノゼ校の各保護者会が、幼児・児童・生徒の在籍人数を踏まえ、幼小部・中高部それぞれに定員を定める。定員の合計数は12名を越えない)に満たない場合は、翌年度も在籍予定の保護者(ただし役員・委員免除者を除く)の中から、サンフランシスコ校・サンノゼ校それぞれの保護者会の定めた方法で、幼小部・中高部それぞれの役員の定員に満たない欠員分を抽選・選出し、保護者会総会で発表及び承認を得る(ただし、役員・委員免除者の立候補は妨げない)。

→ SF校では、12名を現中高部から2名、高学年(3-6年)から5名、低学年(幼稚部-2年)を5名を定員に満たない欠員分を抽選する。各グループから補欠を一名ずつ計3名選出する。

SF・SJ校からの議案

【保護者会役員選出細則】の変更《その4》

保護者会役員立候補者が定員以上になった場合の選出方法

(3)立候補者が定員以上になった場合は、幼小部・中高部それぞれに、サンフランシスコ校・サンノゼ校それぞれの保護者会が定めた方法で抽選・選出する。

→ SF校では、現役員と新役員立候補者による協議で決定する。

SF・SJ校からの議案

【保護者会役員選出細則】の変更《その5》

保護者会役員が年度途中で定員割れした場合について

(4)保護者会役員に欠員が出た場合は、各保護者会で欠員を補充するかを判断する。補充する場合の選出方法はサンフランシスコ校・サンノゼ校それぞれの保護者会が定めた方法とし、各校保護者会役員の過半数の承認で選出されるものとする。

→ここで言う欠員は、年度途中で欠員が発生した場合のことである。欠員を埋めるかどうかも含め、判断を保護者会にご一任いただくというものである。SF校保護者会では、現役員の協議によって決定する。

SF・SJ校からの議案

保護者会規約 第6条(3)への追加

実行委員会などで協力してくださった保護者へのインセンティブ

保護者会役員やクラス委員の負担軽減のために設けた実行委員会で、ご協力をいただいている保護者の皆様へ、SJ校では当番の免除を検討しています。

(略)~役員会は必要に応じて保護者会活動に必要な他の会、係を設けることができる。また、全保護者会役員が賛成し、かつ理事会が承認した場合にのみ、各会・係へ協力した保護者に対し、当番やボランティアの免除を与えることができる。

↑ **青字部分を「保護者役員選出細則」に追加します。**

免除までの流れ(SF校):当該年度役員協議により、ボランティアの免除期間を決定する。

SF・SJ校からの議案

【保護者会規約 第4条(5)】への追加

実行委員会などで協力してくださった方へのインセンティブ

保護者会役員は翌年度も、引き継ぎなどで拘束時間が長いいため、役員を務めたその翌年も続けて、当番・ボランティアを免除しようと考えております。

役員は、当該年度の全学年における当番・ボランティアを免除される。また、当該年度の保護者会会長・副会長(または当該年度に理事を兼任している役員)および理事会が承認した役員については、翌年度の全学年の当番・ボランティアも継続して1年間免除される。

↑ 青字部分を「保護者会規約第4条(5)」に追加します。

免除までの流れ(SF校): 当該年度の次年度は新役員の求めに応じてサポートをする。

SF・SJ校からの議案

【保護者会規約 第6条(5)】の削除について
現在活動のないクラス委員会を削除

「(5)クラス委員会:クラス委員で構成し、会の運営をする。各クラスのクラス委員の中から互選で、学年を代表する学年委員長を一名選出する。」

→ クラス委員会の役目を、実質保護者会の学年担当役員が担っているため、この部分を削除します。